

資料 2

専門職大学院認証評価に
関する検討会議(第1回)

独立行政法人大学評価・学位授与機構専門職大学院認証評価に関する検討会議規則

平成17年11月1日

規則第3号

(設置)

第1条 独立行政法人大学評価・学位授与機構に、専門職大学院認証評価に関する検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 検討会議は、次の事項について検討を行うことを任務とする。

- 一 法科大学院以外の専門職大学院認証評価の評価基準及び評価方法に関すること。
- 二 その他、法科大学院以外の専門職大学院の評価に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内で組織し、委員は、専門職大学院及び当該専門職大学院に関連する職業について高く広い識見を有する者のうちから、機構長が任命する。

(主査及び副主査)

第4条 検討会議に主査及び副主査各1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 主査は、検討会議の会務を総理する。
- 3 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理する。

(議事)

第5条 検討会議の会議は、主査が招集し、議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、評価事業部企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、検討会議が定める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。